

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年11月24日
【会社名】	株式会社ビジネスブレイン太田昭和
【英訳名】	BUSINESS BRAIN SHOWA・OTA INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石川 俊彦
【本店の所在の場所】	東京都港区西新橋一丁目2番9号
【電話番号】	03(3507)1300(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員管理本部長 野崎 正幸
【最寄りの連絡場所】	東京都港区西新橋一丁目2番9号
【電話番号】	03(3507)1300(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員管理本部長 野崎 正幸
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 258,500,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社ビジネスブレイン太田昭和 名古屋支店 (名古屋市中区錦一丁目5番13号) 株式会社ビジネスブレイン太田昭和 大阪支店 (大阪市北区角田町8番1号) 株式会社ビジネスブレイン太田昭和 静岡支店 (静岡県浜松市中区田町324番地の3) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	250,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 平成27年11月24日開催の取締役会決議によります。
2. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり(以下「本自己株式処分」といいます。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
3. 振替機関の名称及び住所
名称: 株式会社証券保管振替機構
住所: 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	250,000株	258,500,000	
一般募集			
計(総発行株式)	250,000株	258,500,000	

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
1,034		100株	平成27年12月10日		平成27年12月14日

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
3. 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅いたします。
4. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとしします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社ビジネスブレイン太田昭和 管理本部	東京都港区西新橋一丁目2番9号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 新橋支店	東京都港区新橋二丁目12番11号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
258,500,000	-	258,500,000

(注) 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途です。

(2)【手取金の使途】

本自己株式処分につきましては、後記割当予定先の選定理由に記載のとおり、取引先との関係を強化し、収益基盤を強固にすること及び将来にわたる安定株主を確保することを目的とするものであり、設備の拡充等を直接の目的とした資金調達ではありませんが、上記差引手取概算額258,500,000円につきましては、平成27年12月14日以降、以下の通り、取引金融機関からの借入金の返済資金に充当する予定です。

なお、支出実行までの資金管理は、当社預金口座にて管理を行います。

具体的な使途	金額	支出予定時期
取引金融機関からの借入金の返済	258,500,000円	平成27年12月～平成28年3月

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

(平成27年11月24日現在)

a. 割当予定先の概要	名称	株式会社プロネクサス	
	本店の所在地	東京都港区海岸一丁目2番20号	
	直近の有価証券報告書等の提出日	(有価証券報告書) 事業年度第71期(自平成26年4月1日至平成27年3月31日)平成27年6月26日 関東財務局長に提出 (四半期報告書) 事業年度第72期第1四半期(自平成27年4月1日至平成27年6月30日)平成27年8月14日 関東財務局長に提出 事業年度第72期第2四半期(自平成27年7月1日至平成27年9月30日)平成27年11月13日 関東財務局長に提出	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引関係	当社と割当予定先は、平成27年8月25日付で業務提携に関する基本契約を締結しており、同契約に基づき、当社は割当予定先に対して開示業務支援システムの開発・導入に関するコンサルティングサービスを提供しております。 当社は割当予定先より上場会社向け法定開示支援サービスを受けております。	

c 割当予定先の選定理由

当社は、取引先との関係を強化し収益基盤を強固にすること及び将来にわたる安定株主を確保することを目的として、信頼できる取引先に対して第三者割当による自己株式処分を行うことを検討しておりますが、その一環として今回株式会社プロネクサスに対して第三者割当による自己株式処分を行うことといたしました。

当社と処分予定先は、平成27年8月25日付で業務提携に関する基本契約を締結しており、経理、決算、開示業務に関わるコンサルティング、システム開発及び導入・運用に関する相互協力、相互補完、相互の顧客、技術、人材等の情報交換と相互補完、相互の得意分野・ノウハウによる新規提携分野の開拓等の内容で業務提携を推進しており、その一環として当社は処分予定先に対して開示業務支援システムの開発・導入に関するコンサルティングサービスを提供しております。

一方、当社は従来から処分予定先より株主総会招集通知、有価証券報告書等の作成支援を主な内容とする上場会社向け法定開示支援サービスを受けております。

当社では、経営戦略として、営業力の強化、生産性向上と品質確保、ストックビジネス（固定収入・安定収入）の拡充、グローバル展開、コンプライアンスとリスク管理の徹底を掲げてその展開に取り組んでおります。既存顧客の売上を増やし収益基盤の安定性を確保するために、ストックビジネスの拡充を掲げておりますが、株式会社プロネクサスとの取引関係の強化によって、経営戦略の実現に前進できるものと考えております。

上記の経緯を踏まえて、株式会社プロネクサスを本第三者割当の処分予定先として選定いたしました。

d 割り当てようとする株式の数

株式会社プロネクサス 250,000株

e 株券等の保有方針

割当予定先に対して、本自己株式処分による第三者割当は、取引先との関係を強化するとともに安定株主の確保を目的としていることを説明し、ご理解いただいた上で、出資にご賛同頂いていることから、本自己株式処分により割り当てる株式の保有方針について、中長期に保有する意向であると判断しております。

また、当社は割当予定先との間で、本自己株式処分による割当を受けた日（平成27年12月14日）から2年間に於いて、割当予定先が本自己株式処分により取得した株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名および住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面により報告する旨、並びに当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告し、当該報告内容が公衆縦覧に供せられることに割当予定先が同意する旨の確約書を取得する予定です。

f 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先が本自己株式処分の目的に賛同して頂いていること、また、割当予定先である株式会社プロネクサスの直近の第71期有価証券報告書（平成27年6月26日提出）及び第72期第2四半期報告書（平成27年11月13日提出）における財務諸表により、本自己株式処分に係る払込みに必要かつ十分な現預金を有していることを確認しております。

g 割当予定先の実態

割当予定先が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下「特定団体等」といいます。）であるか否か、及び割当予定先が特定団体と何らかの関係を有しているか否かについては、当社社内規程「反社会的勢力排除規程」に基づき、インターネット検索により調査を行い、また、取引先と交わっている契約において、互いに反社会的勢力に関係しない旨を誓約しています。また、割当予定先の株式会社プロネクサスは、株式会社東京証券取引所第一部に上場しており、平成27年11月16日付けで東京証券取引所に提出しているコーポレート・ガバナンスに関する報告書「内部統制システム等に関する事項 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」の中で、反社会的勢力との関係を一切遮断する旨の宣言をしております。以上から、当社は割当予定先が特定団体等でなく、かつ特定団体等と何ら関係していないものと判断いたしました。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

a 払込金額の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため当該処分に係る取締役会決議の前営業日（平成27年11月20日）の株式会社東京証券取引所における当社株式の終値である1,034円としています。取締役会決議の前営業日の当社株式の終値を採用することとしたのは、取締役会決議直前の市場価格であり、また平成27年11月に入って以来当社株価は安定していることから、処分価額として合理的であると考えたためです。

また、当該株価は株式会社東京証券取引所における当該取締役会決議の直前1か月間（平成27年10月26日から平成27年11月20日まで）の終値の平均値である1,029円（円未満切捨て）に100.5%（乖離率0.5%）を乗じた額であり、あるいは同直前3か月間（平成27年8月24日から平成27年11月20日まで）の終値の平均値である1,061円（円未満切捨て）に97.5%（乖離率-2.5%）を乗じた額であり、もしくは同直前6か月間（平成27年5月25日から平成27年11月20日まで）の終値の平均値である1,104円（円未満切捨て）に93.7%（乖離率-6.3%）を乗じた額であり、特に有利な処分価額には該当しないものと判断しました。

なお、上記処分価額につきましては、当社の監査役全員（4名、全員が社外監査役）が、特に有利な処分価額には該当せず、適法である旨の意見を表明しています。

b 処分数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

本自己株式処分により、株式会社プロネクサスに割当てる株式数は、総数250,000株であり、本自己株式処分前の当社の発行済株式総数に対し3.13%（小数点第3位以下を四捨五入、平成27年9月末現在の総議決権個数58,953個に対する割合4.24%）に相当し、一定の希薄化が生じます。しかしながら、当社といたしましては、本件の割当予定先との資本関係を生じさせることは、割当予定先との継続的な取引基盤の強化により、ストックビジネスの拡充に資するものと考えており、本自己株式処分による処分数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
BBSグループ従業員持株会	東京都港区西新橋一丁目2番9号	454,380	7.71	454,380	7.39
株式会社ケイ・ワイ	神奈川県川崎市麻生区栗木台四丁目10番17号	440,700	7.48	440,700	7.17
JFEシステムズ株式会社	東京都墨田区太平四丁目1番3号	300,000	5.09	300,000	4.88
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	273,000	4.63	273,000	4.44
株式会社日立ソリューションズ	東京都品川区東品川四丁目12番7号	260,000	4.41	260,000	4.23
株式会社プロネクサス	東京都港区海岸一丁目2番20号	-	-	250,000	4.07
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬BIP信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	210,000	3.56	210,000	3.42
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(従業員持株ESOP信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	173,600	2.94	173,600	2.82
関 節	東京都世田谷区	120,000	2.04	120,000	1.95
木村 幸弘	静岡県浜松市東区	113,300	1.92	113,300	1.84
計	-	2,344,980	39.78	2,594,980	42.23

(注) 1. 所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成27年9月30日現在の株主名簿を基準としています。

また、割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合から本自己株式処分による増減株式数を考慮したものです。

2. 上記のほか、当社所有の自己株式は2,101,939株(平成27年9月30日現在)あり、本自己株式処分後は、1,851,939株(但し、平成27年10月1日以降の単元未満株式の買取・買増分は含んでいません。)となります。

なお、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口)が保有する当社株式273,000株、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬BIP信託口)が保有する当社株式210,000株および日本マスタートラスト信託銀行株式会社(従業員持株ESOP信託口)が保有する当社株式173,600株は、当社所有の自己株式2,101,939株に含まれておりません。

3. 所有議決権数の割合は小数第三位を四捨五入して表記しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

第1 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に掲げた第48期有価証券報告書および第49期第2四半期報告書（以下、「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日現在までの間において生じた変更、その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在においても変更の必要はないと判断しております。

第2 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に掲げた第48期有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日現在までに、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

（平成27年6月25日提出の臨時報告書）

1 提出理由

平成27年6月23日開催の当社第48回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年6月23日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

会社法の改正により取締役及び監査役の責任の一部免除について責任限定契約を締結できる役員範囲が変更されたことに伴い、現行定款第28条及び第36条につき所要の変更を行う。

第2号議案 取締役10名選任の件

取締役として、石川俊彦、神村昌宏、野崎正幸、小宮一浩、松本松仁、松井雅史、井上典久、梅澤恵二、井上雅行、長谷川洋一の各氏を選任する。

第3号議案 取締役に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

当社の取締役（社外取締役を除く。以下同様。）の報酬は、「基本報酬」及び「賞与」により構成されているが、新たに、取締役に対する株式報酬制度を導入する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案	39,037	81	-	(注) 1	可決 99.72
第2号議案					
石川 俊彦	39,003	115	-	(注) 2	可決 99.64
神村 昌宏	39,004	114	-		可決 99.64
野崎 正幸	38,999	119	-		可決 99.63
小宮 一浩	38,998	120	-		可決 99.62
松本 松仁	38,998	120	-		可決 99.62
松井 雅史	38,998	120	-		可決 99.62
井上 典久	38,978	140	-		可決 99.57
梅澤 恵二	38,998	120	-		可決 99.62
井上 雅行	38,849	269	-		可決 99.24
長谷川 洋一	38,984	134	-		可決 99.59
第3号議案	38,644	474	-	(注) 3	可決 98.72

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

3. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第48期)	自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日	平成27年6月24日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第49期第2四半期)	自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日	平成27年11月11日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】**第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】**

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成27年6月23日

株式会社ビジネスブレイン太田昭和

取締役会 御中

ひびき監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 倉持 政義 印

業務執行社員 公認会計士 田中 弘司 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ビジネスブレイン太田昭和の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ビジネスブレイン太田昭和及び連結子会社の平成27年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ビジネスブレイン太田昭和の平成27年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社ビジネスブレイン太田昭和が平成27年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年6月23日

株式会社ビジネスブレイン太田昭和

取締役会 御中

ひびき監査法人

代表社員 公認会計士 倉持 政義 印
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 田中 弘司 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ビジネスブレイン太田昭和の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第48期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ビジネスブレイン太田昭和の平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年11月9日

株式会社ビジネスブレイン太田昭和

取締役会 御中

ひびき監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 倉持 政義 印

業務執行社員 公認会計士 田中 弘司 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ビジネスブレイン太田昭和の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成27年7月1日から平成27年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益及び包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ビジネスブレイン太田昭和及び連結子会社の平成27年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。